

## 特定非営利活動法人京都SMI 準会員・協賛会員規約

### 第一条（本規約の適用）

特定非営利活動法人京都SMI（以下「本法人」という。）とその正会員以外の会員との間の関係については、本規約の定めるところによる。ただし、本法人は、本規約の目的をより良く達成するため、別途に規定を定めることがある。

### 第二条（会員の定義等）

1. 本規約にいう本法人の準会員とは、本法人の事業の理念及び定款記載の目的に賛同する法人または個人であって、本法人が書面により準会員の資格で入会を承認したものとす。
2. 本規約にいう本法人の協賛会員とは、本法人の事業の理念及び定款記載の目的に賛同する法人または個人であって、本法人が書面により協賛会員の資格で入会を承認したものとす。

### 第三条（会員規約との関係）

準会員、協賛会員に関する事項については、本規約の定め反しない限りにおいて、正会員に関する「正会員規約」を準用する。

### 第四条（入会金及び会費）

この法人の入会金及び会費は、定款第8条の規定に基づき、次に掲げる額と定める。

#### （1）入会金

準会員（個人）	0円
準会員（団体）	100000円
協賛会員（個人・団体：A種・B種）	100000円
協賛会員（個人・団体：C種）	100000円

#### （2）年会費

準会員（個人・団体）	5000円
協賛会員（個人・団体：A種）	1000000円
協賛会員（個人・団体：B種）	500000円
協賛会員（個人・団体：C種）	120000円

### 第五条（会員種別変更に伴う入会金・会費）

1. 正会員、準会員、協賛会員が、会員種別を変更する際、再度入会金を支払うことを要しないものとする。但し、従前の会員種別の入会金より、変更後の会員種別の入会金の方が高額である場合は、差額の支払いを要するものとする。
2. 正会員、準会員、協賛会員が、年の途中で会員種別を変更する際、当該年において

追加の会費を要しないものとする。但し、従前の会員種別の会費より、変更後の会員種別の会費の方が高額である場合は、差額の支払いを要するものとする。

#### 第六条（年の途中の入退会）

1. 年の途中に会員となる場合であっても、当該年の会費の支払を要するものとし、日割計算をしないものとする。
2. 年の途中に退会する場合であっても、当該年の会費の支払を要するものとし、日割計算をしないものとする。

#### 第七条（権限及び権利）

1. 準会員及び協賛会員は、正会員に認められる総会、表決権及び表決権に関連する権利義務を有しない。
2. 準会員は、正会員に認められる各種有償・無償で認められる権限・権利を有しない。当法人は、準会員に対し、適宜必要と思われる情報提供を行う。
3. 協賛会員は、第1項の場合を除き、正会員に対し有償・無償で認められる権利と同等の権利を有し、同等の義務を有する。但し、当法人は、協賛会員B種およびC種に対し、正会員及び協賛会員A種に認められる権利より、個別具体的な事案において劣後する取扱いをすることができる。

#### 第八条（効力発生）

1. 本規定は、平成29年6月5日より効力を有するものとし、同日以後の入会及び会費に適用する。
2. 本規程は、理事会の決議により改正することができる。改正後の規定は、改正日以後の入会及び会費に適用する。
3. 本規程の効力発生前の協賛会員一種は協賛会員B種として、協賛会員二種は協賛会員C種とする。

以上

平成22年10月1日 制定

平成29年6月5日 改定